

工事案件に係る予定価格の事後公表の実施等について

1 工事案件に係る予定価格の事後公表の実施について

本市の工事案件に係る入札において、平成23年4月から最低制限価格を事前公表から事後公表へ変更してきたところですが、平成23年10月からは、工事請負契約案件の一部に係る予定価格についても事前公表から事後公表へ変更することとします。

| | 最低制限価格 | 予定価格 |
|----------------------|--------|--------------------------|
| 平成23年4月1日から同年9月30日まで | 事後公表 | 事前公表 |
| 平成23年10月1日から | 事後公表 | 工事請負契約案件の一部（土木工事※）から事後公表 |
| 平成24年4月1日から | 事後公表 | 全ての工事請負契約案件において事後公表 |

※ 土木工事は、「土木一式工事」「とび・土工工事」「石工事」「鋼構造物工事」「ほ装工事」「しゅんせつ工事」「造園工事」「さく井工事」「水道施設工事」とする。

2 電子入札の対象範囲拡大について

現在、その予定価格が1,000万円以上の工事請負契約案件について電子入札システムを利用して入札を行っていますが、平成23年10月以降については、その予定価格が130万円以上の工事請負契約案件についても電子入札システムを利用した入札を行い、対象範囲を拡大することとします。

本市の工事登録業者でまだ電子入札システムが利用できる環境にない方は、早急に電子入札システムを利用できる環境の整備をお願いします。

| | 制限付一般競争入札 (電子入札) | 指名競争入札 (電子入札) | 指名競争入札 (紙入札) |
|--------------|-------------------------|----------------------------------|--------------------------------|
| 平成23年9月30日まで | 予定価格が3,000万円以上の工事請負契約案件 | 予定価格が <u>1,000万円以上</u> の工事請負契約案件 | 予定価格が <u>130万円以上</u> の工事請負契約案件 |
| 平成23年10月1日から | 予定価格が3,000万円以上の工事請負契約案件 | 予定価格が <u>130万円以上</u> の工事請負契約案件 | |

以上
(契約・検査課)